

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例

昭和31年10月8日

条例第20号

(通則)

第1条 墨田区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の受ける給料、旅費及び手当並びに勤務に関しては、この条例の定めるところによる。

(給料)

第2条 教育長の給料は、月額84万8,000円とする。

(旅費)

第3条 教育長が公務により旅行したときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。

(諸手当)

第4条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、手当を支給する。

(給与の支給方法等)

第5条 給料及び旅費の支給方法並びに手当の種類、額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、墨田区長等の給料等に関する条例(昭和22年墨田区条例第7号)に定めるものの例による。

(勤務条件)

第6条 教育長の勤務時間その他勤務条件については、別に定めがあるものを除き、墨田区の一般職の職員について定められているものの例による。

(職務に専念する義務の特例)

第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定による教育長の職務に専念する義務の特例については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和33年墨田区条例第13号)の適用を受ける職員の例による。

付 則(平成27年12月11日条例第53号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。